



東長崎地域センターから地域の情報をお届けします！

「中尾くんち」が開催されました！

9月15日、中尾自治会(中尾獅子浮立と唐子踊保存会)による「中尾くんち」が開催されました。250年以上の歴史を持つこの行事では、長崎県指定無形民俗文化財の奉納音曲や、長崎市指定無形民俗文化財の中尾獅子浮立と唐子踊（唐子踊・仔獅子・月の輪・親獅子）が披露されました。大山神社での奉納踊を皮切りに、馬頭観音、天満宮など中尾地区一帯を巡りながら最後に中尾中央公民館で奉納踊締めが行われました。特に子供たちの唐子踊りはとてもかわいらしく、獅子舞は迫力満点で観客を賑わせており、相当な練習の成果が感じられました。今後もこの伝統が受け継がれていくことを願っています。



各地区で敬老会が開催されました！

9月15日、東長崎地区の各地区で敬老会が開催されました。各会場では、歌や踊り、抽選会などで大いに賑わい、参加者の皆さんの笑顔が会場いっぱいに広がりました。東長崎地区の最高齢者は、東町にお住まいの106歳の方でした。長年培われた知恵と経験は、地域の宝です。これからも健康で、笑顔あふれる日々を過ごしてもらいたと思います。



定期購入「返品」だけでは解約になりません

【事例1】

ネット広告で見たサプリを注文した。1 回だけのお試しのつもりだったのに、2 回目が届いたので送り返した。すると、請求書だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか。(70 歳代)

【事例2】

SNS の広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない。(70 歳代)

●低価格やお試し等を強調する広告を見て、1 回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。

●自分は 1 回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。

●ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。

●誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、長崎市消費者センターにご相談ください(095-829-1234)。

(見守り新鮮情報 第 513 号(2025 年 6 月 12 日)発行:独立行政法人国民生活センター)

本文イラスト:黒崎 玄



「国勢調査への回答のご協力をお願いします」



簡単・便利なインターネットでご回答ください

98%

大好評!

詳しくは、お配りしている調査書類等をご覧ください

令和2年国勢調査では インターネット回答した人の98%が「次回もインターネットで回答したい」と答えています。

【調査期日】令和7年10月1日(水)



早めの回答をお願いします

国勢調査 2025

【調査対象】令和7年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいる人すべて(外国人も)を世帯ごとに調査

【発行】長崎市東長崎地域センター

〒851-0133 長崎市矢上町19番1号(東部地区にここセンター1階)

☎839-5151 FAX834-0001 開庁時間:平日8:45~17:30

東長崎地域センターのホームページでは、最新の情報を掲載しています。

ぜひ定期的にご覧ください!!

東長崎地域センター

検索

